

給食費に関する 大切なお知らせ



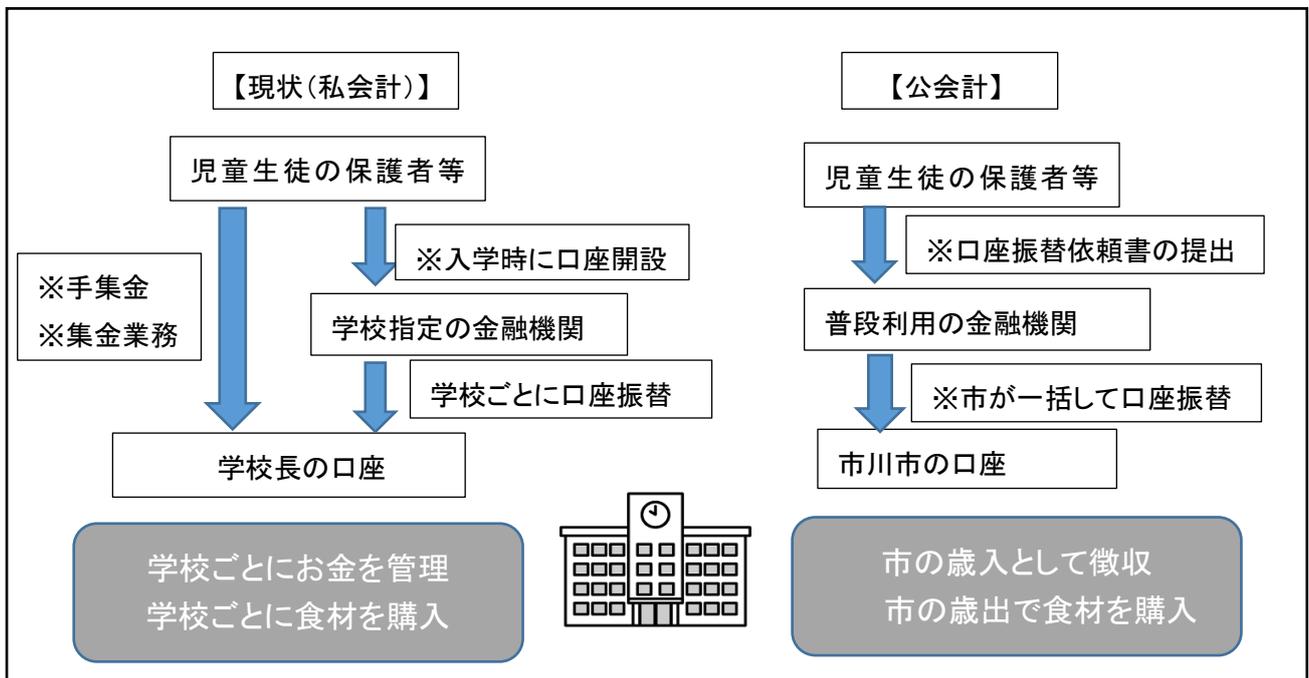
令和3年度から学校給食費を公会計化します

学校給食費は、現在学校ごとに徴収・管理(私会計での管理)を行っていますが、市川市では、この給食費を令和3年度に実施する給食分から、市の歳入歳出予算として管理します(学校給食費の公会計化)。

これは ①保護者・教職員の負担軽減②保護者の利便性の向上③透明性の向上④給食の安定的な実施・充実⑤多額の現金を取り扱うリスクの回避等を目的に行うものです。

また、これまでは学校ごとに手集金をしたり、学校指定の保護者の口座を開設していただき、学校ごとに口座振替を行ったりしていましたが、公会計後は、普段お使いの金融機関に口座振替依頼書を提出していただくと、市がその口座から直接振替を行うようになります。さらに、途中転出等による給食費の返金の場合も、口座に直接振り込みを行います。

学校給食申出書配付の折に児童・生徒の個人の通知書番号をお知らせしますので、保護者の方にはお手数ですが、口座振替依頼書に必ず通知書番号を記入し、取引のある金融機関窓口へ提出してください。



学校給食申出書は学校へ提出、口座振替依頼書は、個人の通知書番号(学校給食申出書に通知)を記載して金融機関へ提出してください。通知書番号は、各家庭でも控えておいてください。

1 口座振替依頼書は16の金融機関の窓口へ提出できます

給食費の口座振替依頼書は、金融機関に提出できます。給与振込口座など、普段の資金決済に使用している口座の指定が便利で確実です。ご指定いただいた口座が、長期欠席等の場合の還付金振り込み用口座にもなりますので、忘れずに提出してください。下記金融機関であれば、市川市内・市外を問わずいずれの店舗の口座でも指定ができます。

今回、ご指定いただいた口座は、お子さんが市川市の小・中・義務教育学校・特別支援学校に在籍している間はずっと、給食費支払い用としてご利用いただくことができます。（お子さんが、小学生の場合、中学進学時に改めて金融機関にて手続きを行う必要はありません）。



うっかり入金を忘れて振替不能になっちゃった…。そんな事態を防ぐためにも、なるべく普段からお使いの口座をご指定ください。

都市銀行	地方銀行	信託銀行	信金・信組	その他金融機関
三菱 UFJ 銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行	三菱 UFJ 信託銀行	東京ペイ信用金庫 東京東信用金庫 朝日信用金庫 小松川信用金庫	ゆうちょ銀行 中央労働金庫 市川市農業協同組合

2 学校給食申出書・口座振替依頼書は下記の期日までに必ずご提出ください

令和3年度より学校給食申出書は宛名が市川市長宛になりますので、全員改めて学校にご提出をお願いいたします。給食を食べない場合も、必ずその旨をチェックし提出をお願いいたします。新入生は入学式の日にご持参ください。なお、申出書を提出後、住所等が変更になる場合は、所定の届出をお願いいたします。口座振替依頼書には、個人の通知書番号の記載をして、銀行で手続きをお願いいたします。

口座振替依頼書が提出されてから、システムへの入力、実際の引き落としが可能になるまでに2～4か月かかります。保護者の皆さんには、お忙しいところ恐縮ですが、下記の期限までに学校及び金融機関に提出して下さるようお願いいたします。

対象者	給食申出書提出期限	口座振替依頼書提出期限
令和3年4月 小学校・義務教育学校・特別支援学校 入学者（入学説明会等で申出書配付の場合）	令和3年4月 入学式	令和3年 3月1日(月)
令和3年4月以降転入生(3月末も含む)（市川市外からの転入のみ）	書類をもらった日から1週間程	書類をもらった日から2週間程

※口座振替依頼書を提出済みでも、手続きが完了していない場合は口座引き落としができません。その場合、納付書を使った金融機関窓口・コンビニエンスストア・ペイジー・LINE Pay・PayPay での支払いとなりますので、ご了承ください。

3 一食単価や徴収時期・補助について

公会計後も、一食当たりの単価を定め、これに各学校における年間給食回数に乗じた額を、年間の学校給食費として保護者等から徴収します。徴収時期や給食の単価は市の規則に定め、確定次第順次、市のホームページでお知らせいたします。



今まで、市川市で行ってきた補助事業、学校給食費負担軽減事業・学校給食食育交流事業としてお米の現物支給等、学校給食子育て支援事業(第三子以降無料化)についても、継続して行っていく予定です。第三子以降無料化については、令和3年2月に改めてご案内し、申請書を提出していただく予定です。

4 口座振替は原則月末、月末が土・日・祝日等の場合は銀行の翌営業日です

口座振替スケジュールは下記の通り予定しています。6月末より引き落としを開始し、年度末には調整した端数の金額を設定します(12月は28日の口座振替になります)。徴収方法及びその手続き等につきましては、今後市川市が制定する規則において決定します。ホームページでのお知らせとともに、保護者の皆さんには、個人ごとの徴収金額と納期限を納入額決定通知書でお知らせします。

- 例① 小学校 1食単価(保護者負担)263円×182回/年 =47,866円
6月末に9,600円、7月～1月末まで毎月4,800円、2月末4,666円で設定。
- 例② 中学校1食単価(保護者負担)339円×182回/年 =61,698円
6月末に12,400円、7月～1月末まで毎月6,200円、2月末5,898円で設定
※給食回数を182回としたときの金額です。
※回数・金額につきましては、学校・学年ごとに前後します。

口座振替スケジュール

例①【小学校】【義務教育学校前期課程】【須和田の丘支援学校稲越校舎】(単位:円)

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
9,600	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,666	47,866

例②【中学校】【義務教育学校後期課程】【須和田の丘支援学校】(単位:円)

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
12,400	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	5,898	61,698

※口座振替手数料につきましては、市川市が負担いたします。

保護者の皆さんには、給食食材購入のための実費相当分のみをご負担いただくこととなります。

5 長期欠席や食物アレルギーで給食を喫食しない場合は忘れずに提出を！

ケガや病気等で長期欠席が明らかになったときや、食物アレルギー発症のため年度途中から給食を5日以上連続して喫食できなくなった場合は、給食費を還付(返金)や徴収停止となる場合があります。還付(返金)や徴収停止には、届出が必要となりますので、忘れずに手続きをお願いいたします。届出用紙は学校にあります。また、今後市のホームページからもダウンロードできるようにまいります。

アレルギー対応につきましては、給食内容の対応は従来通り行いますが、金額については4通りの対応になります。①完全給食 ②主食・おかずのみ(飲料牛乳のみ中止)③牛乳のみ飲む④給食なしです。申込み時にお知らせいただくようお願いいたします。

6 所定の期日までに欠食の届出があった場合は給食費を還付(返金)します

連続する5日以上にわたって欠食する場合、学校で届出書を受理した日の翌日から起算して4日目(土・日・祝日等を除く)以降の給食費を還付させていただく予定です(詳細は条例・規則等で定めます)。欠食する日の4日前(土・日・祝日を除く)までに所定の届出用紙を学校へ提出してください。学校から市川市に提出された届出書をもとに、市川市で給食費還付の手続きをします。

喫食=○、欠食=×、有償期間(食材発注の関係から返金とされない欠食)=△

番号	氏名	届出日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
1	A		○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	B		○	○	×	×	×	×	×	×	×
3	C	届	△	△	△	×	×	×	×	×	×
4	D	届	△	△	△	×	×	×	×	×	○
5	E	届	△	△	△	×	×	×	×	○	○
6	F	TEL	△	△	△	×	×	×	×	×	×

グレーの背景色の部分が還付(返金の対象)となります。

※届出がない場合には、減額対象とはなりません。

※届出の提出があっても、3日分は返金できません。

(例)有償欠食期間を中3日とした場合

- A 連絡なし&届出なし 9日請求
- B 連絡なし&届出なし 9日請求
- C 連絡あり&届出あり 3日請求
- D 連絡あり&届出あり 4日請求
- E 連絡あり&届出あり 9日請求
- F 連絡あり&届出なし 9日請求

※連続5日未満



【問い合わせ先】市川市教育委員会 保健体育課 047-383-9342